明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕
○保険業法第二百七十一条の三十三第一項第二号の規定による同法第二百七十一条の十第二項ただし書の認可の失効に関する件（金融庁二）　一
○保険業法第二百七十一条の三十三第一項第二号の規定による同法第二百七十一条の十第一項の認可の失効に関する件（同三）　二
○会社法第九百五十条の規定に基づく電子公告調査の業務の全部の廃止に関する件（法務四五）　四
○選定保存技術の保持者の認定及び選定が解除された件（文部科学八）　五
○保安林の指定施業要件を変更する件（農林水産二八二～二九五）　五
○保安施設地区の指定をする件（同二九六）　五
○水先人に免許を与えた件（国土交通一二九）　五
○道路に関する件（東北地方整備局一二、一三）　五
○道路に関する件（関東地方整備局二〇～二三）　五
○道路に関する件（北陸地方整備局一一、一二）　五
○道路に関する件（中国地方整備局五）　五
○道路に関する件（九州地方整備局七）　六
○都市計画に関する件（同八、九）　七
○浄化槽の型式を認定した件（同一〇）　七
〔国会事項〕　七
〔人事異動〕
内閣　国家公安委員会　警察庁　国税庁　最高裁判所　七
〔叙位・叙勲〕　一〇
〔褒賞〕　一〇
〔皇室事項〕　一二
〔官庁報告〕
産業
日本工業規格（厚生労働省、厚生労働省・経済産業省）　一二
〔公告〕
諸事項
官庁
金融商品取引業者の営業所の所在地の確知等、適格機関投資家等特例業務届出者の業務廃止命令処分、無縁墳墓等改葬関係　二
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係　二
特殊法人等
平成三十一年（二〇一九）暦要項関係　二五
会社その他　二七

告示

○金融庁告示第二号

アメリカン・インターナショナル・グループ・インクが、平成三十年一月一日付で富士火災海上保険株式会社の保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第十三項に規定する主要株主基準値以上の数の議決権の保有者とみなされなくなったことに伴い、同法第二百七十一条の三十三第一項第二号の規定により富士火災海上保険株式会社に対する同法第二百七十一条の十第二項ただし書の認可がその効力を失ったので、同法第二百七十四条第九号の規定に基づき、告示する。

平成三十年二月一日

金融庁長官　森　信親

○金融庁告示第三号

ＡＩＧインターナショナル・ホールディングス・ジーエムビーエイチが、平成三十年一月一日付で富士火災海上保険株式会社の保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第十三項に規定する主要株主基準値以上の数の議決権の保有者とみなされなくなったことに伴い、同法第二百七十一条の三十三第一項第二号の規定により富士火災海上保険株式会社に対する同法第二百七十一条の十第一項の認可がその効力を失ったので、同法第二百七十四条第九号の規定に基づき、告示する。

平成三十年二月一日

金融庁長官　森　信親

○法務省告示第四十五号

会社法（平成十七年法律第八十六号）第九百五十条の規定に基づき、次のとおり電子公告調査の業務の全部の廃止の届出があったので、同法第九百五十九条第三号の規定に基づき告示する。

平成三十年二月一日

法務大臣　上川　陽子

一　登録番号　四
二　廃止をしようとする者の氏名又は名称　新日鉄住金ソリューションズ株式会社
三　廃止をしようとする者の住所　東京都中央区新川二丁目二十番十五号
四　廃止しようとする業務の範囲　全部
五　廃止しようとする年月日　平成三十年三月三十日